真の地域主権の実現に向けた提言

我々中核市は、住民に最も身近な基礎自治体として、住民ニーズに応じた多様な行政サービスを展開する役割を担っており、自己決定、自己責任による地域における独自の施策を展開することが求められている。

そのため、中核市市長会はこれまで、地域の自主性・自立性を高めるため真の地方分権・地域主権改革を推進し、個性豊かで活力に満ちた分権型社会の実現に向けた取り組みを行ってきたところである。

この度の菅首相の所信表明において、解決すべき重要政策課題の一つに「地域主権改革の推進」を掲げられたことは、これまで中核市市長会が求めていた「地域主権改革の実現」を進めるものとして、一定の評価をするとともに、期待をしているところである。

今後、政府においては、菅首相の強力なリーダーシップの下、地域の意見を十分に踏まえた、真の地域主権改革の実現に向け、下記の事項に取り組まれるよう求める。

記

１　地域主権改革の推進にあたっては、地域の意見を十分に踏まえること

今後の地域主権改革の主な課題である「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」、「基礎自治体への権限移譲」、「地方税財源の充実確保」、「地方政府基本法の制定（地方自治法の見直し）」等の検討に当たっては、具体的な工程を明示するとともに、地域の意見、特に、総合行政主体である基礎自治体のモデル都市である中核市の意見を十分踏まえ、迅速かつ着実に実施すること。

２　地域主権関連３法案を速やかに制定すること

継続審議となっている地域主権関連３法案（「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」、「国と地方の協議の場に関する法律案」、「地方自治法の一部を改正する法律案」）について、今国会において速やかに制定すること。

３　地域主権推進一括法（第２次）を速やかに制定し、「義務付け・枠付け」等のさらなる見直しを行うこと

地域主権戦略大綱で示された、「義務付け･枠付けの見直しや条例制定権の拡大」及び「基礎自治体への権限移譲」については、地域主権推進一括法（第２次）を速やかに制定するとともに、第２次勧告において取り上げられた「義務付け･枠付け」の大胆な廃止、縮小や、教職員の人事権等を含めた一層の事務権限や財源の移譲を行うこと。

４「国と地方の協議の場」などに中核市市長会の意見を十分に取り入れること

「国と地方の協議の場」などにおいては、地方六団体以外は臨時の構成委員として発言する道は残されているが、常設の委員としては位置づけられていないため、重要施策の制度設計に中核市市長会の意見･提言を十分に取り入れる仕組みを構築すること。

平成２２年１０月２９日

中 核 市 市 長 会